# ３　サービス等利用計画の評価、質の向上に関する取組み、体制整備について

資料３

サービス等利用計画の評価においては、市町村、相談支援事業所、関係者などが協働しながら、地域の実情に応じた質の向上チェックの仕組みを構築することが重要です。日本相談支援専門員協会作成「サービス等利用計画評価サポートブック」において、サービス等利用計画の評価の手法について以下のとおり提案されています。

①評価対象

サービス等利用計画の有効期間中に１回は評価することが望ましいですが、市町村の規模等によって難しい場合は、規則的に対象を設定することによって複数年にわたって全事例を評価するなどの方法も考えられます。また、相談支援事業所や相談支援専門員ごとに一定数を選択するなど地域の実情にあった方法を工夫する必要があります。たとえば、経験が浅い相談支援専門員や作成件数の少ない相談支援事業所の事例を優先的に評価するなどが考えられます。

②評価者

　評価の実施主体は市町村であっても、実際の評価は、市町村職員自らが実施する場合、評価委員会を設置して外部有識者及び市町村職員で実施する場合、自立支援協議会の専門部会で実施する場合、基幹相談支援センターに委託して実施する場合等が考えられます。いずれの場合であっても、市町村職員が関与することが必要です。そのため、評価を行う市町村職員は一定程度相談支援の実務を理解していることが望ましいといえます。たとえば、相談支援従事者研修を修了している職員や普段から多くのサービス等利用計画を見ている職員等が加わることが望ましいです。

③評価の時期

年間計画として評価の時期を決めて行う方法が想定されます。対象者数の規模等に応じて評価間隔を設定しますが、評価結果を研修や指導に反映させるためには最低でも６か月に１回程度は実施することが適当です。

④評価の方法

設定した評価時期に対象となるサービス等利用計画の一覧を作成し、計画を抽出して評価します。評価に当たっては、「申請者の現状（基本情報）」、「サービス等利用計画」（「週間計画表」を含む）をセットで検討することが原則です。帳票だけではどうしても判断ができない場合には相談支援事業所職員に出席を求めてヒアリングをすることも考えられますが、本評価は簡易な傾向を把握することを目的としているので、事例検討会的な内容になる場合は別に機会を設けて実施するべきです。

⑤評価結果

評価結果は相談支援事業所ごとに集計するなどして分析します。対象となる相談支援事業所数が少数の場合は、相談支援専門員ごとに集計するなど、その後の計画作成や研修に反映できる形で分析することが望ましいです。分析結果は、可能な限り相談支援事業所、相談支援専門員にフィードバックし、計画の質の確保に向けて自覚的に視点を強化させることが望まれます。また、評価者側でも、分析は１回限りのものとせず、その後の計画についても継続的に分析することで、視点が強化されたか確認し、フォローを行うことが重要です。

## （１）評価ツールを作成、実施している市町村の取組み

大阪府の調査において、平成27年度にサービス等利用計画の評価を実施している市町村は下記のとおりとなっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組み | 計画相談支援 | 障がい児相談支援 |
| 協議会、連絡会等で計画相談の評価を行うなど支援の取組みがある | ４市町村 | ３市町村 |

（平成28年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果（大阪府調べ）より）

以下、市町村で取り組まれている評価の取組みについて紹介します。

【市町村における取組み例】

①評価ツールを作成、または評価を実施している市町村の取組み

○門真市での取組み

門真市では、特定相談支援事業所の指定時に、サービス等利用計画の作成指針として、大阪府相談支援ハンドブックと日本相談支援専門員協会のサービス等利用計画作成サポートブックを紹介しています。サービス等利用計画は支給決定根拠であるので、それに値するような計画内容の記載をお願いしています。サービス利用の理由となる状況の記載がないことも多いため、障がい福祉課で全ての計画を確認し、支給決定の決裁をとっています。障がいケース担当として地区割でケースワーカーを配置しており、それぞれにスーパーバイザーがついています。計画を確認する障がい福祉課のケースワーカーも、大阪府相談支援ハンドブックとサービス等利用計画作成サポートブックを基準にしています。

新規の障がい福祉サービス利用者のアセスメントは地区担当ケースワーカーが行い、その後の計画案の記載内容も同じ地区担当ケースワーカーがチェックを行っています。

【参考資料：アセスメント票　P●】

○高槻市での取組み

高槻市では、市障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士、保健師により運営しています。障害者総合支援法分は基幹相談支援センター、児童福祉法分は子育て総合支援センターがサービス等利用計画等の記載内容をチェックし、必要に応じて相談支援専門員に内容の確認及び助言をおこなっています。経験の浅い相談支援専門員に対しては、特に手厚く実施し、支援を行っています。

計画をチェックする際の基準は、日本相談支援専門員協会のサービス等利用計画作成サポートブックの評価チェックシートを活用しています。

計画をチェックする基幹相談支援センター及び子育て総合支援センターの職員は、大阪府主催の市町村新規担当職員向け研修を受講し、スキルアップを図っています。

　○岸和田市での取組み

岸和田市では、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案を、市のサービス担当（支給決定担当）職員でチェックしています。

サービス利用のため、すぐ決定してほしいという要望が多く、時間短縮のために、まず

はサービス担当がチェックして支給決定を行い、その後、計画とモニタリングを両担当でチェックしています。サービス等利用計画案に疑義があれば電話で確認し、訂正や再提出をお願いしたり、「この視点が抜けている」、など様式にコメントを書き込んでフィードバックしています。さらに、既存事業所が作成したサービス等利用計画の好事例についてなぜ良いのかのポイントを解説して提示したり、提出してもらった計画に今後確認すべき視点等にコメントをつけて返すなど、新任の相談支援専門員が計画相談を実施しやすくなるようフォローも行っています。

特にモニタリング時にはじっくり時間をかけて計画を見直していて、利用者が生活全般

で何か不自由等していないか、不足しているサービスはないか等確認をしています。

（ＰＤＣＡサイクル）

岸和田市では、上記のような計画の評価（提出してもらった計画に市職員がコメントをつけて返す取り組み）は、平成26年度から実施しており、コメントの内容を次の計画作成に反映してくれる事業所が多く、徐々にコメント返しの件数は減ってきています。市が計画をきちんと見てくれてうれしい、という事業所の声もあがっており、これからも継続していく予定です。

市職員は、計画の内容について、日本相談支援専門員協会のチェックシートを用いてチ

ェックしているため、職員によって重視する点が異なることもあり、バラつきがあることが課題だと考えています。また、フィードバックしたコメントを市職員間で共有したり、振り返りや見直し等は出来ていないため、大阪府の研修に参加した市職員が内容を共有するなどして、できるだけばらつきがでないようにしています。

○泉佐野市での取組み

泉佐野市では、本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントを推進するため、障害のある人のニーズを的確に踏まえた計画を作成し、関係機関と連携し障害福祉サービスを提供できるように適切な支給決定にできるよう取り組んでいます。

　また、特定相談支援事業所を確保し相談支援体制の充実化を図るうえで、基幹相談支援センター及び自立支援協議会の機能を充実させ総合的な相談支援を提供する体制整備に努めてまいりました。自立支援協議会ケアマネジメント部会は、テーマごとの研修やグループワーク等を毎月開催し、相談支援専門員のスキル向上や関係機関との連携が図れるよう取り組んでいます。

従前より、計画相談支援事業所へのフォローアップと良質なケアマネジメントを推進するため、基幹相談支援センターにサービス適正化機能を委託しており、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート（「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂）を提出いただいたうえで、平成28年度より**サービス等利用計画評価表**【参考資料：サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表　P●●】を導入しています。

＜サービス等利用計画評価表による評価の流れ＞

無作為で抽出したサービス等利用計画案／計画／モニタリング報告書（各事業所で１つ、モニタリングも終了している事例）をサービス等利用計画評価チェックシートで（行政職員も評価に加わることもある）課題を可視化し、ケアマネジメント部会で結果報告し相談支援機能の充実を図る研修等に活かしています。

（ＰＤＣＡサイクル）

平成26年度以前の指定相談事業所と平成27年度以降の指定相談支援事業所でグループ分けし評価対象ケースについては評価ごとに変え実施しています。【参考資料：サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表　P●●】平成27年度以降の事業所に共通する視点で課題が可視化されたことをうけ、相談支援専門員評価ではなく、泉佐野市域の地域特性と総合的視点からの評価とし、特定の相談支援専門員に対して指導等を行うのではなく、新規事業所に対し研修等でフィードバックすることで相談支援事業所全体の「底上げ」を目的とするフォローアップ研修の根拠として活用しています。

また、昨年度同様に相談支援専門員に自己確認シートによる自己点検を行ってもらい、

本人中心とした計画作成のためのケアマネジメントを推進します。【参考資料：平成28年度からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ　P●●】

## （２）市町村自立支援協議会、事業所連絡会による質の向上の取組み

障がい者、とりわけ重度の障がい者等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

　このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、当事者、サービス事業所、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法、警察等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図ることが重要であり、障害者総合支援法第89条の３に規定されています。

①事例検討会における評価の視点について

相談支援事業所の運営・相談支援専門員の活動の評価としては、以下の機能が想定されており、相談支援事業者から提出されたサービス等利用計画の評価の仕組みを考えたり、実際に、自立支援協議会を通して、サービス等利用計画を評価し、それを相談支援専門員や相談支援事業者にフィードバックし、質の高いサービス等利用計画の作成を可能とし、ひいては地域全体の相談支援の質の向上を目指す必要があります。

自立支援協議会に期待される相談支援事業所の運営・相談支援専門員の活動の評価機能

◇中立・公平性を確保する観点から評価

◇相談支援事業の実施状況の確認・検証

◇相談支援専門員の活動状況の確認・検証

○岸和田市での取組み

　　岸和田市では、すべての指定相談支援事業所と市障がい者担当課、障がい児担当課が参加する自立支援協議会相談支援部会を毎月１回実施しており、事業所間のネットワークづくりの場となっています。相談支援部会では、ワーキング（主に市からの情報提供（計画の進捗状況、更新必要者数、社会資源の情報等）や課題検討）と勉強会（計画を提示して、良い点・悪い点を指摘する事例検討等）をそれぞれ隔月で実施し、全体のスキルアップにつなげています。

今年度の相談支援部会では事例検討を中心に行っており、計画の評価というよりは、相談支援専門員から好事例を収集し、皆で検討するようにしています。相談支援専門員が関わってうまくいった事例の発表、また、相談支援専門員が対応している困難事例をもちよって事例検討の場にあげることにより、共有することで、他事業所の相談支援専門員から様々な意見を聞き、どのように支援するのかを検討し、対応につなげています。

②研修における質の向上、計画の評価の取組み

　地域自立支援協議会では、サービス等利用計画作成を通して構築された連携やネットワークの発展、計画作成を通して把握された地域の課題への対応、作成された計画が公平・中立なものとなっているかの吟味、困難ケースへの対応、さらには標準的なサービス等利用計画作成のためのスキルアップ研修を行うことが期待されます。

（参考）研修会や事例検討会の実施状況（平成27年度実績）

1. 研修実施の有無：あり31市町村、なし12市町村
2. 実施主体（複数回答有）　　　　　　　　③　対象者（複数回答有）

④　実施内容

サービス等利用計画の記入方法、ケース記録の書き方・捉え方、発達障がいの理解・支援、地域移行支援、

サービス等利用計画と個別支援計画の連携、触法障がい者の支援、差別解消法、事例検討　等

（平成28年度障がい児者の相談支援に関する実施状況（大阪府調べ）より）

次に、市町村で取り組まれている研修や勉強会の具体例について紹介します。

○高槻市の取組み

＜ケアマネジメント連絡会議＞

高槻市では、自立支援協議会ケアマネジメント連絡会議を開催し、指定特定及び障がい児相談支援事業所はすべて参加し、地域課題、地域の体制や制度について議題としています。

また、連絡会議とは別に、相談支援事業所向けの研修を年３回シリーズで毎年実施しています。

平成27年度は、事例検討の仕方について研修を開催しました。

平成27年度の各回の研修内容について記載をお願いします。

別紙で内容のわかるものがありましたらその添付でも結構です。

平成28年度は、更に、事業所から要望があった、サービス等利用計画作成にかかる研修を、大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を活用して相談支援事業所向けに開催する予定としています。

＜子どもワーキング＞

高槻市では、自立支援協議会子どもワーキングを設置し、相談支援事業所と放課後デイサービス事業所が参加しています。平成28年度は、支援学校との連携をテーマにしています。なお、児童のみの事業所連絡会も行っています。

≪ケアマネジメント連絡会議の取組み例≫

頻度　：

　出席者：

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ |  |
| 実施内容 |  |
| テーマ設定の経緯 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ |  |
| 実施内容 |  |
| テーマ設定の経緯 |  |

≪子どもワーキングの取組み例≫

頻度　：

　出席者：

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ |  |
| 実施内容 |  |
| テーマ設定の経緯 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ |  |
| 実施内容 |  |
| テーマ設定の経緯 |  |

　【参考資料：自立支援協議会報告書　P●】

○岸和田市での取組み

　勉強会では、各相談支援専門員の強みを活かして、例えば障がい種別や居宅系や施設

等のサービス種別ごとの特徴等について情報交換を行い、知識を共有しています。相談支

援専門員が１人の事業所には他の事業所の計画をみてもらう機会を設けるようにしていま

す。勉強会は、事業所に主体性をもってもらうため、司会・進行も事業所の輪番制として

います。なお、事例検討や勉強会から出てきた課題を抽出し、研修内容や取組みに反映す

るようにしています。

岸和田市版のサービス等利用計画の様式も、相談支援部会で議論して作成しました。【参

考資料：サービス等利用計画・障害児支援利用計画岸和田市Ｖｅｒ等　P●●】

また、市職員が障がい支援区分の認定調査に行く際に、新任の相談支援専門員に同行してもらい、アセスメントの仕方を学んでもらうとともに、相談支援専門員が行うアセスメントのフォローを行っています。

≪研修会（勉強会）の取組み例≫

頻度　：2か月に1回実施

　出席者：市障害者支援課、市児童育成課、市保育課、市内指定特定相談支援事業所

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ | 事例発表 |
| 実施内容 | 好事例２ケースの紹介 |
| テーマ設定の経緯 | 困難ケースに対して、相談支援専門員が普段と異なる支援をすることでよい結果に繋がった事例を紹介し、他の相談支援専門員に参考にしてもらい、多角的な視点をもってもらうことを目的とした。 |

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ | 障害年金について |
| 実施内容 | 障害年金の申請までの流れの支援について |
| テーマ設定の経緯 | 障害年金の申請は相談支援専門員の必須の業務ではないものの、委託相談支援事業所のみでは全てをまかなえないため、一番身近な相談支援専門員が申請の支援をすることが多い。そのため、どのように記載すればいいのか、どのタイミングで委託相談支援事業所に依頼すればいいのか等を、社会福祉労務士の資格を持つ相談支援専門員（委託相談支援事業所勤務）に講義してもらうことで、スムーズな支援に繋がることを目的とした。 |

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ | 事例検討 |
| 実施内容 | 新規事業所の抱える困難ケースの検討 |
| テーマ設定の経緯 | 新規事業所が増えるなかで、質の向上と相談支援専門員の不安解消のため、抱えている困難ケースの検討を行う。他の相談支援専門員からのアドバイスや、１人では気付きにくい視点や協力体制を確認することを目的とした。 |

　【参考資料：相談支援部会報告書（平成27年4月～28年8月）　P●】

○泉佐野市での取組み

　泉佐野市では、自立支援協議会ケアマネジメント部会において基幹相談支援センターが中心となり研修を企画・実施しています。

　ケアマネジメント部会参加の相談支援専門員全体研修と平成27年度以降に新規で開設した事業所の相談支援専門員を対象に研修を実施しています。特に、新しい相談支援専門員を対象に、「介護保険制度と障がい福祉制度の違い」「支給決定の仕組み」「受給者証の見かた」「大阪府の相談支援従事者研修のフォローアップ」など、大阪府の初任者研修を受け実際の計画相談立案にあたり要望の多かった内容を中心にスキルアップ研修として全６回研修を実施しました。【参考資料：H28年度ケアマネジメント部会　年間計画と実践項目　P●●】

　さらに、事業所連絡会で相談支援専門員だけでなく障がい福祉サービス等事業所を対象に、本人中心支援にむけて、ストレングス、本人主体、エンパワメント、リカバリー、権利擁護の５つのキーワードでサービス等利用計画と個別支援計画の関係を取り上げた研修を実施し、相談支援専門員とサービス事業所の双方がそれぞれの役割や計画の関係性に対する理解を深め、連携しやすくなるよう取り組んでいます。【参考資料：泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取組み　P●●】

③多角的評価が可能となる体制整備の取組み

自立支援協議会は、障害福祉サービスの基盤整備、サービスを提供する人材の養成等、さまざまな課題を解決するために、関係者が集まって検討する場です。自立支援協議会は障害者総合支援法が目指す「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現していくために必要です。具体化のためには、自立支援協議会に参加する関係者全員が、この目的に向け、協働して地域の支援体制を構築していくという共通認識が求められます。

（参考）自立支援協議会等での相談支援体制の検討状況



※相談支援体制の充実や計画相談支援等の推進策の項目において、「その他」は「担当部局内で検討」や「担当部局と基幹Ｃ及び委託事業所との協議」が挙げられた。

※地域移行の推進策の項目においては、「その他」として、「地域移行・地域定着支援会議」、「地域移行ＷＧ」、「精神障がい部会」、担当部局と基幹Ｃ及び各事業所との協議での検討が挙げられた。

（平成28年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果（大阪府調べ）より）

○門真市の取組み

門真市では、自立支援協議会の相談支援部会として門真市障がい児者相談支援連絡会を設置し、相談支援事業所、基幹相談支援センター、市障がい福祉課が集まって計画相談に関する課題、連絡調整、様々な話し合いをする場としており、8月と12月を除き、毎月実施しています。計画相談支援の事業所指定時に連絡会への参加をお願いしており、市内全ての相談支援事業所が参加しています。

基幹相談支援センターが中心となり、毎月実施するテーマを決め、質の向上等に取り組んでいます。

【参考資料：平成28年度　相談支援連絡会実施工程表（案） 】

また、平成27年度では、毎月の連絡会の1回において、サービス等利用計画を作成する際の注意点について市障がい福祉課から相談支援事業所へ説明会を実施し、日本相談支援専門員協会作成のサービス等利用計画作成サポートブックを紹介、解説するとともに、計画作成時に具体的に記載内容が不十分であることが多い点を指摘し、基本的な留意点などについて説明を行いました。

　【基本的な留意点の例】

・できるだけ利用者本人の言葉や表現で記載し、家族や関係機関からの情報である場合など、誰からの情報であるかわかるようにする

・サービス利用時間について、その根拠とした状況、必要性を記載する

・サービス利用に至るまでの経緯、家族構成や家族などの生活の状況を記載する

・サービス提供によって実現する生活の全体像について、サービスを利用することで対象者がどのような生活に変化するのか、相談支援専門員の見立てを記載する

また、将来的な事業所内でのSV体制構築を見据え、「１事業所あたり相談支援専門員を１．５人配置すること」を指定時の目安としてお願いしています。

○泉佐野市での取組み

泉佐野市では新規指定の際に、相談支援の実施に関する協議の場として相談支援事業所、基幹相談支援センター、行政で構成する自立支援協議会ケアマネジメント部会があることや、基幹相談支援センターによる後方支援があることを伝えています。

また、計画の質の向上と相談支援専門員の後方支援のため、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート（「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂）を提出してもらい、基幹相談支援センターで確認しています。これにより、計画作成者がポイントに沿ってセルフチェックできるとともに、基幹相談支援センターで確認することにより各相談支援専門員が抱える課題を地域課題として可視化を図り、課題の共有や計画の質の向上に向けて取り組んでいます。【参考資料：平成28年度からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ　P●●】

また、必要に応じて基幹相談支援センターが情報共有会議を開催したり、計画作成に当たっての利用者の課題整理を共に行うなど、個別の状況に応じた支援を行うことで事業所の後方支援を行っています。

　○岸和田市の取組み

新規に指定を受けた相談支援事業所に対して、既存の相談支援事業所と既に共有しているサービス等利用計画を作成する上での留意点等をまとめた資料を渡すとともに、今後のフォローアップとして相談支援部会のワーキングや勉強会があることを説明し、参加を呼び掛けています。

## （３）大阪府の役割

　都道府県には、相談支援従事者研修を実施して相談支援専門員を養成する役割と市町村の取り組みの実態把握や評価を行ったうえで助言及び広域調整等のバックアップ機能が求められます。

大阪府では、障がい福祉サービス受給者が人口比率で全国的に高いという府の状況を踏まえ、まずは相談支援の「量的な確保」に積極的に取り組んできました。また、障がい者ケアマネジメントの理念に沿った質の高い計画相談の実施のためには、相談支援専門員の更なる資質の向上と基幹相談支援センター等を中心とした地域の相談支援体制づくりへの支援が大切になっています。さらには、府の役割として市町村職員への障がい者ケアマネジメントについての理解促進があげられます。サービス等利用計画（案）は支給決定の根拠となるものであり、一定の質を確保したサービス等利用計画が作成されるように、相談支援事業所に指導・助言できる市町村職員への研修等も必要です。

①利用者本人のニーズに応じた適切なサービス等利用計画作成のための相談支援専門員の資質の向上への取組み

○大阪府の研修事業について

大阪府の研修事業については、昨年度のケアマネジメント推進部会の報告書「相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて」の報告書にまとめられています。サービス等利用計画の質の向上のためには、１人の相談支援専門員の負担が過剰になることがないように、十分な数の相談支援専門員の養成が必要です。そのため、大阪府では平成25年度より、相談支援従事者初任者研修・現任研修を指定研修事業者が実施し、毎年1000名規模の新規の相談支援専門員を養成するとともに、受講者の決定に市町村推薦枠をもうけ、配置が必要な市町村が相談支援専門員を養成できるよう配慮しています。

　大阪府の相談支援従事者研修初任者研修・現任研修で必ず履修するのが、駒沢大学の佐藤光正先生が提唱したミスポジション論に基づく５ピクチャーズの手法です。演習に５ピクチャーズによるアセスメントをすることによりその人のニーズや可能性を引きだし、本人中心の計画案を作成するという演習が可能となっています。

　また、相談支援専門員が実際に支援するためには障がい特性が多岐にわたる利用者をさまざまな関係機関と連携しながら支援することが必要です。平成２５年度より大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて相談支援従事者専門コース別研修を実施し、現に相談支援専門員に従事している方のスキルアップをめざしています。

　専門コース別研修は（ⅰ）相談支援専門員としてのさまざまな専門的知識や支援技術を習得するための専門テーマ別コース（ⅱ）地域づくりを牽引する相談支援専門員の中核となる方を養成する指導者養成コース（ⅲ）基幹相談支援センター職員コースがあります。

　相談支援従事者研修専門コース別研修の実施状況については、表のとおりです。

**表）1　　　平成２７年度相談支援従事者専門コース別研修実施状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **種類** | **コース名** | **修了者数** |
| **専門テーマ別コース** | 高次脳機能障がい支援コース | 　79人 |
| 医療的ケアコース | 　148人 |
| 地域移行・地域定着支援コース | 78人 |
| **指導者養成コース** | ファシリテーターコース | 　72人 |
| スーパービジョン基礎コース | 　27人 |

**表）2　　平成２８年度相談支援従事者専門コース別研修実施状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **種類** | **コース名** | **修了者数** |
| **専門テーマ別コース** | 障がい児支援コース | 　102人 |
| 高次脳機能障がい支援コース | 　実施中 |
| 地域移行・地域定着支援コース | 予定 |
| **指導者養成コース** | ファシリテーターコース | 　39人 |
| スーパービジョン実践コース | 　実施中 |
| **基幹支援コース** | 基幹相談支援センター職員コース | 　予定 |

（ⅰ）専門テーマ別研修

大阪府では、アンケート調査等を実施してニーズ把握に努めるとともに、障がい者相談支援アドバイザーの参加のもと研修企画会議を実施して専門コース別研修のテーマの設定や演習方法の検討を行っています。演習では、そのテーマに応じた事例をもとにサービス等利用計画（案）の作成を行っています。グループのメンバーが意見交換しながら、サービス等利用計画（案）を作成することにより、今までの計画作成の振り返りと気づきの機会や相談支援専門員の情報交換の場ともなっています。

また、昨年度実施の受講者対象のフォローアップアンケートでは、研修終了後、伝達研修を行った受講者が約６０パーセントいるなど、研修受講者本人が知識を習得するだけでなく、その知識を地域に持ち帰り、相談支援部会などで共有するという活用が見受けられました。今後も、研修受講者だけでなく地域での研修体制の強化につながる研修内容の工夫が求められます。

（ⅱ）指導者養成コース

指導者養成コースは、自立支援協議会の活性化や、地域での相談支援専門員の育成など「地域づくり」の核となる相談支援専門員の養成を目指して実施しています。ファシリテーションコースでは、サービス担当者会議や自立支援協議会等でチームの技術を引き出す「集団における問題解決の方法」「アイデア開発」「合意形成」等のファシリテーション技術をもつ人材の育成を行っています。また、ファシリテーションコース修了者は、習得した技術を実践に活かす場として相談支援従事者研修等の演習においてファシリテーターとして活躍することもあります。また、スーパービジョンコースは相談支援専門員としての経験年数が概ね８年以上で相談支援受持者研修で講師や演習リーダー等を担っている相談支援専門員としての高いスキルを持った方を対象としています。到達目標としては、相談支援専門員のネットワークの構築をめざしスーパービジョンや地域での研修企画を行い後進の指導育成にあたることが望まれます。大阪府では、相談支援専門員が１人しか配置されていない事業所も数多くあります。その中で、新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支え、サービス等利用計画の作成や個別事例等に対しスーパーバイズできる人材の養成が最も大切です。

（ⅲ）基幹相談支援センター職員研修

基幹相談支援センターは、「困難ケースなどの総合相談・専門相談」「権利擁護・虐待防止」「地域移行・地域定着」「地域の相談支援体制の強化の取り組み」の機能を果たすために設置されています。しかし、設置から間もないこともあり、市町村によってその機能に差があり、基幹相談支援センター、委託事業所、指定特定、指定一般事業所の役割分担がうまくできていない地域もあります。

そのため、平成28年度より、専門コース別研修の１つとして基幹相談支援センター職員研修を実施する予定です。サービス等利用計画作成や、サービス担当者会議開催のために関係者との連携法を学ぶ研修会を地域で開催するために、必要な研修企画のノウハウを学ぶ機会となることが望まれます。

②地域の相談支援体制強化への取組み

　大阪府では、平成19年度より、豊富な相談支援事業の経験やネットワークの構築のための専門的知識を有するアドバイザーを市町村に派遣する障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を実施し、各市町村の基幹相談支援センター等に対するスーパーバイズや自立支援協議会の活性化など市町村・地域の相談支援体制の強化に対する取り組みを進めてきました。派遣内容の１つとして地域の相談支援専門員のネットワークである相談支援連絡会や相談支援部会の研修等への派遣があります。地域の相談支援専門員がサービス等利用計画案を持ち寄り、それについての意見交換を行い、互いに評価をするとともにアドバイザーが助言を行うという方法です。その中で、計画案の中から共通の地域課題を見出し議論が深まることがあります。市町村は、この障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を積極的に活用して、地域の実情に応じた相談支援体制を強化していくことが望まれます。

③市町村職員研修の実施

　大阪府では障がい者自立相談支援センターにおいて、新任の市町村障がい福祉担当新任職員を対象に、市町村障がい福祉担当職員研修を実施しています。その中で、相談支援担当職員研修を行い、相談支援の基本姿勢、計画作成の意義を知るとともに、実際に初任者研修の演習内容を体感する演習を実施しています。この研修に参加することにより、市町村職員が相談支援の果たす役割や理念、相談支援専門員の業務を知り、「地域づくり」を官民協働で実現できる人材の育成を目指しています。

# ◆参考資料

１．市町村等で実施する質の向上に関する取組み例

（１）門真市での取組み

①平成28年度門真市障がい児者相談支援連絡会　工程表（案）

②アセスメント票

③サービス等利用計画相談のご案内

（２）岸和田市での取組み

1. 相談支援部会報告書（平成26年４月～27年６月）
2. サービス等利用計画・障害児支援利用計画岸和田市Ｖｅｒ　等

（３）泉佐野市での取組み

1. サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表

・Ｈ２６年度以前の指定相談支援事業所

・Ｈ２７年度以降の指定相談支援事業所

1. 平成28年度ケアマネジメント部会　年間計画と実践項目
2. 平成28年度泉佐野市・田尻町自立支援協議会企画書
3. 平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ
4. 泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取組み

（４）高槻市での取組み

1. 自立支援協議会報告書（平成27年度の取組みテーマ）

　プログラム、資料

　② 事業所向け研修内容・カリキュラム（平成27年度実績・H28年度予定）

# ◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会　委員名簿

 （敬称略・五十音順）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 職　　　　　　　　　　名 | 備　考 |
| 大谷　悟 | 大阪体育大学　健康福祉学部健康福祉学科　教授 | 部会長 |
| 姜　博久 | 特定非営利活動法人障害者自立生活センター　スクラム代表理事 |  |
| 桐山　和幸 | 堺市　健康福祉局　障害福祉部　障害施策推進課　主幹兼相談支援係長 |  |
| 竹之内　綾記 | 岸和田市　保健福祉部　障害者支援課　相談担当 |  |
| 辻　和也 | 社会福祉法人わらしべ会　事務長 |  |
| 羽室　剛 | 社会福祉法人ふれあい共生会　地域活動支援センターもくれん管理者 |  |

事務局　大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

　　　　大阪府障がい者自立相談支援センター